

『生活保護手帳 別冊問答集 2015』追補について

本書の刊行後に発出された「『生活保護問答集について』の一部改正について」（平成27年8月6日事務連絡）により、生活保護問答集の一部が改正され、本年10月1日より適用されることとなりました。

これに伴い、本書収録内容に係る追補を作成しましたので、本書とあわせてご活用ください。（2015年9月1日更新）

『生活保護手帳 別冊問答集 2015』追補

| 該当箇所 | 改正前 | 改正後 | 備考 |
|----------------------------|--|---|--------------------|
| 306頁13～15 行目 | 第3は、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額… | 第3は、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（ <u>学習塾費等を含む。</u> ）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額… | 平成27年10月1 日より適用 |
| 309頁下から 6行目～310 頁1行目 | （問） 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない就学資金には修学旅行費にあてるための貸付金も含まれるか。 （答） お見込みのとおり、修学旅行費にあてるため等の高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限り含まれるものである。 | （問） 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない就学資金には修学旅行費、 <u>学習塾費等</u> にあてるための貸付金も含まれるか。 （答） お見込みのとおり、修学旅行費にあてるため等の高等学校等就学費の支給対象とならない経費（ <u>学習塾費等を含む。</u> ）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限り含まれるものである。 | |

| 該当箇所 | 改正前 | 改正後 | 備考 |
|--|------|--|-------------------------|
| 310 頁、問 8-41-2 と問 8-42 の間に 追加 | (新設) | <p><u>問 8-41-3 学習塾費等の範囲</u></p> <p><u>(問) 次第 8 の 3 の (3) の ク、局第 8 の 2 の (3) の イ、課第 3 の 20、第 8 の 40、58 及び 60 の 答における「学習塾費等」の範囲を示されたい。</u></p> <p><u>(答) 学習塾費等の範囲は、学習塾等の入会金、授業料（家庭教師の月謝を含む。）、講習会費、学習塾等で使用される教材費、模擬試験代、学習塾への交通費である。この場合、高等学校等への就学に対する本人の希望や意思を十分に確認し、高等学校等に就学し、卒業することが世帯の自立助長に効果的であると認められると判断されるものに限ること。</u></p> | 平成 27 年 10 月 1 日より適用 |
| | (新設) | <p><u>問 8-41-4 学習塾費等の取扱い</u></p> <p><u>(問) 学習塾費等を収入認定除外していたが、高等学校等への進学を断念したり、高等学校等の中退してしまった場合、既に収入認定除外をしていた費用は返還することになるのか。</u></p> <p><u>(答) 既に学習塾費等として支出したものについては返還対象とはならない。ただし、高等学校等への進学を断念したり、高等学校等の中退した場合等により、支出に至らなかった金銭については費用返還を求めること。</u></p> | |